(会長)

それでは、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

今年度第1回目の審議会ということで、さっそく協議事項に入りますけれども、次期の安心・安全行動計画の概要、これを皆さん方に議論していただいて、作り上げていきたいと考えております。

それで、この協議事項の項目ですけれども、報告事項にあります 26 年度の行動計画の実施状況も含めて事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料が協議事項、報告事項の2部に分かれておりますのでご確認をお願いします。

それでは協議事項の資料1、1ページをお願いいたします。

食の安心・安全行動計画(28年~30年度)の策定についてであります。

策定の趣旨は、現在の計画が27年まででありますことから、本年度中に次期の計画を策定するものです。 なお、この計画は、食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定するものであり、更に、京都府行政に係 る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、府議会の議決が必要となっております。

中程、策定スケジュールをご覧いただきたいと思います。

3月のこの審議会におきまして、現行計画の進捗状況及び課題等を聴取させていただきました。

そこで出された意見を基に、お手元の「概要案」を作成させていただいております。

本日、この案について審議会で意見をいただき、その後内部で検討を行ったのち6月府議会に概要案として報告したいと考えております。

さらに9月議会では骨子案、12月議会では最終案ということで提出いたしまして、12月議会で議決を得たいと考えており、それぞれの議会の前には8月、11月頃に審議会でご意見をいただきたいと考えております。

3ページから5ページが「概要案」でございます。

「概要案」につきましては、①現計画での達成状況、②現在における食を巡る情勢と各界各層のご意見、 ③概要案 という順番で説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

このページでは行動計画の実施状況について1枚もので示しております。

現在の計画の当初課題は、上のところに四つ挙げております①放射性物質検査、②情報公開と情報発信 ③府民参画、④食品衛生法・IAS等であり、これに基づきましてさまざまな取り組みを行っています。

主な取組としては、中程にありますように①~④の大きく 4 つの柱立てと、その中に 48 項目の数値目標を 設定をしております。これらの達成状況は、26 年度末時点で 48 項目のうち 33 項目で目標達成という状況で あります。

次に、報告事項の冊子を見ていただきたいと思います。

報告事項の資料2をお願いいたします。

去る3月の審議会でも同様の資料を提出しておりますが、その時は、26年度末の実施状況の見込みということでしたので、今回は、26年度の実績最終版であります。

1ページをお願いいたします。

①から⑱までの48の取り組みについて、右の太線で囲っている箇所に26年度の目標と実績と記載しています。

また、達成状況を集計したものが2ページです。一番下をご覧ください。

48 の項目のうち 100%目標を達成したものが 33 項目、80%以上の達成ということでおおむね達成したものが 41 個で、合わせて 48 項目のうちの 85%の項目がおおむね達成している状況です。

これを4つの柱ごとに見ていきますと、「3 監視・指導・検査の強化」、「4 安心・安全の基盤づくり」の右欄が90%以上になっていますので、この2つの柱の取組はほぼ目標達成できています。

それに対して、「1 放射性物質に対する食品安全管理体制強化」のうちの(2)放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化、「2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」は、右欄が、67%、69%であり、リスクコミュニケーションや府民参画の拡大は、取組がやや弱いと考えます。4ページ以降は、48の取り組みの具体的状況に関する資料を添付していますので、ご覧願います。現計画の達成状況については以上であります。

戻りまして、協議事項の冊子をお願いいたします。

12ページをご覧ください。

これは、今後計画を作っていくにあたって、審議会の皆さまなどの「現在の食を取り巻く社会情勢」、「今後必要な取組等」に関するご意見を取りまとめた資料です。

12ページにつきましては、3月20日のこの審議会で出された意見について記載させていただいております。 13ページについては、府内の消費者団体に対し、同じような問いかけに対する意見をとりまとめています。 14ページから17ページについては、庁内関係課等からの意見等です。

これらの意見等について取りまとめたものが11ページの資料です。

最初は、新たな課題といたしましては三つです、

- ①食品の産地偽装や高級レストラン等におけるメニュー偽装等の発生です。 それにつきましては、事業者向けの講習会や相談対応を案として書いております。
- ②国における HACCP システム導入推進の動きです。
- ③和食の無形文化遺産登録、外国人観光客の増加、府内産農産物の輸出機運の高まりを受けた対応。 これについては、国内外に向けた食の安心・安全情報の発信を対応案として考えております。

次に、今後強化すべき課題であります。

①食の安心感向上に向けた情報提供の強化です。

これについては、府民が食について学ぶ機会の充実、大学生をはじめとして情報が少ない府民への情報 提供、それからターゲットに応じた効率的な情報提供を対応案として考えております。

- ②食品表示法施行を受けた府の対応の検討です。
- ③食糧の安定供給に関する懸念への対応です。 食料の生産から消費に係るトータルな学習機会の提供を対応案として考えております。
- ④健康志向の高まりへの対応です。

機能性食品、健康食品などの新たな動きがありますので、この指導、監視の強化を考えています。 最後に、継続していくべき課題であります。

- ①食品中の放射性物質に対する不安への対応ということで、放射性物質に対する食品安全管理体制を継続 していきたいと考えています。
 - ②食に関わるリスクに対する情報提供ということで、食品リスクに対する消費者教育を考えています。
 - ③最後は府内産食品の安心・安全確保です。

以上です。

このような課題を、次期計画の素材にしていく考えです。

19ページをお願いいたします。もう一つ、府民から直接聞くためにアンケートを、昨年度、今年度と2カ年定点調査として実施しています。

対象は、京都府くらしの安心推進員としてお世話になっております 283 名の方に実施しております。 質問用紙を送り、192 名の方から回答をいただいております。

このアンケートの回答者の年齢層が約68歳と高齢になっているのがデータとしては気になるところですが、「参考」のところに記載のとおり、この質問事項の一部につきましては、比較的若い層が集まるリスクコミュニケーションにおいてもアンケートを行い、その結果とほとんど差がありませんでしたので、参考資料としての活用は可能と考えています。

アンケート結果のおおまかなところを説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

Q1 食品の安全についての関心の程度です。

とても関心がある人が82%、やや関心がある人を加えると合計99%が関心を持っておられるます。

Q2 食の安全について関心を持っている事柄です。

食品添加物、偽装表示、輸入食品の割合が高くなっています。

昨年度と比較すると、今年度は輸入食品の関心の度合いが高くなっています。

Q3 最も知りたいと思う情報はどんなものですかという質問であります。

安全性、健康被害などの情報、農薬、食品添加物、BSE等の基礎知識、調査、検査の結果などが多くなっております。

Q4 「食」についての不安の程度です。

「とても不安に感じるという方」、「ある程度不安に感じるという方」を合計すると 84.3%の方が不安に 感じておられるという結果です。

Q5 京都府産食品の安心・安全についてのご意見であります。

生鮮食品では171人、90%、加工食品では167人、86.1%と府内産食品への安心感は高くなっています。

Q6 食品の安全の情報の入手先です。

「テレビ、ラジオ」、「新聞、雑誌」が多くなっております。

続いて、イベントや行政の発行する広報、広告物での情報入手という状況です。

Q7 食品を購入するときの食の安全についての考慮事項であります。

販売しているお店が信頼できること、生産者やメーカーが信頼できることということが上位を占めており

ますが、続いて使用されている添加物が少ない、賞味期限や消費期限に余裕があるなどとなっています。 これらからも、信頼というものが食の安全での考慮点では大きなウェイトを占めていると、添加物など と同程度以上に大事だと感じていることがわかります。

Q8 どこの産地を選んでいるかとの質問です。

国内産を選んでいる人が特に多いということが分かります。

外国産を選んでいるという方はおられませんでした。

Q9 食品関連事業者に望む取組を聞いています。

農薬や食品添加物などの適正使用が一番多くなっておりますが、その他農薬事故が発生した場合の速や かな情報提供、衛生管理の高度化など、その他の項目も遜色なく回答されており、消費者としてはさま ざまな観点から食品関連事業者の取り組みを求めていることが分かります。

Q10 京都府がさらに取り組みを強化すべき事柄です。

食品衛生の監視・指導や農薬・添加物などの検査、食品表示の監視・指導、食品工場や売り場などの事業者の衛生管理の指導・支援、消費者へのわかりやすい情報発信やリスクコミュニケーションとの回答が多くなっています。

以上のような皆様の意見や食を取り巻く情勢に対する考え方をもとに3ページからの「概要案」を作成しました。

趣旨は、第3次計画を受けた取り組みの中で、今後引き続き実施することなどを点検しながら次期計画を 策定し、次期計画の策定にあたっては、府民の健康の保護が最も重要であるという基本認識のもと、最近の 食を取り巻く情勢の変化にも対応するとともに、「明日の京都」をはじめとする、京都府で策定しておりま す諸計画と一体的に取り組むこととしております。

行動計画の枠組みは、第1章の食を取り巻く現状及び課題として三つ挙げております。

一つは和食の無形文化遺産登録による食への関心の高まり、TPP 交渉など経済や食のグローバル化の進展、 農林水産物や食品の輸出気運の高まり等にこたえる食品の安心・安全の確保。

二つ目が、高齢化や人口減少、交通網の整備、観光客の増加などの中で地域創成をそれぞれの地域で目指 しておられますので、その中で人間が生きていくに欠かせない食における安心・安全の確保という課題。

三つ目は IT などによる一層の情報氾濫、即ち、誰もが情報をますます入手、発信しやすくなっていることにより、信頼できる情報の取捨選択の困難さが増すという情勢がありますので、より一層わかりやすい正確な情報の提供が必要ということを課題として挙げております。

第2章は、計画の基本的な考え方であります。

従来の取り組みを現状に応じて強化するとともに、新たな課題へ対応するため、京都府及び食品関連事業者の連携した取り組みにより府民の食に対する理解の向上を図りたいと考えております。

第3章は、取り組みの展開であります。

これは従来から柱立てと表現しているもので、今回は①から④の四つとしています。

①国内外に向けた食の安心・安全情報提供の強化【伝える】であります。

具体的には、府内の消費者、外国人を含む観光客、府内産農林水産物や加工品の輸出に関心のある団体

企業などへ、京都ならではの食の安心・安全の情報を提供します。

②府民の学習機会の確保【共に考える】であります。

具体的には、府民が食の安心・安全について主体的に学習できる場を提供するため、例えば府民が食料の生産から流通、消費にわたる過程について学習できる食育、消費者団体と生産者団体等が意見交換するリスクコミュニケーションなどを積極的に推進します。

③監視・指導・検査の強化【見つめる】であります。

具体的には、生産・製造された食品の安全性を確保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するための監視、指導、検査、相談を実施します。

例えば、食品衛生に関する監視・指導、農場の予防対策の徹底、食肉等の生食などリスクの高い食品の 監視などを取り組みます。

④安心・安全の基盤づくり【育てる】であります。

具体的には、食品が製造・生産される段階で安全性が向上されるよう生産者・事業者を支援します。 例えば農産物の GAP や京都こだわり農法や家畜伝染病対策の強化、加工食品では、品質管理向上と情報 提供を行う事業者の拡大、国における HACCP 導入推進の動きに対応した取組みを推進します。

第4章の行動計画の管理・公表につきましては、今までと同様に毎年度実施状況を取りまとめ公表します。

資料6ページをお願いいたします。

今まで概要としてご説明したことを体系的に表にしたものです。

左端の方向性は、今年度は食の安心・安全推進条例制定から 10 年が経過していることから、新たな社会情勢に対応した食の安心・安全対策に加え、向こう 10 年間を見据えた計画にしたいと考えています。

その際の新たな検討の視点として、消費者の視点、地域の視点、グローバルの視点を上げています。 左から2つめが、取り組みの柱です。

4つの柱とし、「伝える」、「共に考える」、「見つめる」、「育てる」としています。

左から3つめで、府の施策・取り組みを4つの柱ごとに考えられる具体的な取組事項を記載しております。 本日の審議につきましては、ここまでのところで「このような柱立てでよいか」、「取組事項については このようなことでよいのか」という論点でご意見をいただけれと考えています。

なお、右半分については、現時点の48の施策を記載しています。

これにつきましては、現計画そのままですので、左半分の検討と並行し、各課の来年度に向けての検討と 合わせまして、具体的な施策を次回の骨子案でお示したいと考えています。

資料7ページをお願いいたします。

これは前回の審議会でもお示ししましたが、少し見直ししています。

右端の第4次計画案(28~30)の中ほどをご覧ください。

前計画では、①の放射性物質に対する食品安全管理体制の強化をはじめ四本柱になっておりました。

今回の計画では、①は柱としては落とし、②食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画を ①国内外に向けた食の安心・安全情報提供の強化と、②府民の学習機会の確保の二つに分けて、引き続き合計4

本の柱としています。概要案についての説明は、以上です。

9ページをお願いいたします。

この概要案について、既に庁内においても意見をいただいており、今後、皆様の意見もこのように整理させていただきと考えています。

現時点の意見の中で、柱立てを今回①と②に分けた意味が不明確というものがあります。これについても、 今回提示した四つの柱でいくのか、あるいは無理に分けずに①と②を1本にして、三つの柱がよいのか、そ のあたりのご意見もいただければありがたいと考えています。

以上で私の説明は終わります。

(会長)

ありがとうございました。

今事務局のほうからご説明いただきましたが、本日皆さん方にご意見を伺いたいのは、概要というところで、最後におっしゃいましたけれども、5ページのところにあります柱立ての部分ですね。

そこの部分を方向としてどういうふうにやっていくかというところが最後の結論になると思います。

それで、これから少し時間をかけて、ただいまご説明のあった部分をもとにしてこれからの行動計画策定 に向けてそれぞれご意見を伺えたらと思います。

どなたかご発言がありましたら。

説明していただいた部分で不明な点がありましたら、それも聞いていただいて結構です。

(会長)

まず方向性というところで、これまで 10 年間、食の安心・安全行動計画を推進してきたわけですけれども、 それを継続する部分と、これからの 10 年に向けて新しく考え直すところがあれば、それを取り入れたかたち で策定していきたいというお話です。

(委員)

先ほどの報告のあったアンケートの22ページ、Qの4ですが、現時点での食について不安はどの程度ですかという質問に対して、とても不安に感じるあるいはある程度不安に感じるという方が大半なんですね。

ほとんどがそういうふうに思っている。

ところが 23 ページの京都産の食品についてと限定しますと、ここで一挙に安心だとかどちらかというと安心だとか、ものすごく京都産が評価されているので、これは京都府の成果ですので、良いのではないかなというふうには思うんですが。

そうなったときに、行動計画の柱立ての4番目のところに安心・安全の基盤づくりと出てくるわけですね。 その右側に「信頼できる農林水産業・食品産業を育てる」と記載されており、今信頼できないので、信頼 できるものを作っていこうと読めるのですが、そういうことではないと思います。

少なくとも京都府産については、アンケート結果からも、既に信頼はあるんだから、いかにそのことをしっ

かりと伝えるというか、育てることについて支援をしながら進めてほしいです。 以上です。

(会長)

この部分は、ここ 10 年施策をきちっとやっていかれてるから府民が京都府産は安心・安全だと感じている ということですよね。

ただいまのご意見について。

(事務局)

まさしくこのアンケート結果、一見、矛盾しているようにも見えますけれども、やはり京都府産というのは生産者の顔が見える、生産の状況がわかっているという点からも安心できると理解しております。

先ほどの、信頼できる事業者の育成というのは、少し表現の仕方がまずかったのかなとは思いますが、今も信頼されていますし、今後そのような事業者を育てていきたいという考えには変わりはございません。

(委員)

安心・安全心な京都府内産農産物の生産振興とか、安心・安全なものを売る食品産業とか、何かそう言われたらいいんですけど、信頼できると言われたら、今は信頼できないとなってしまうので、少し表現を検討してください。

以上です。

(事務局)

わかりました。

(委員)

6ページの3の検査・指導・監視の強化の、食品表示を見つめるという欄と、11ページの課題と対応のと ころの健康志向の高まりへの対応というところで、機能性食品、健康食品に関する指導、監視強化というか たちの、これは見つめるだけであって、府民に対する教育はこれは入ってはこないんでしょうか。

全くわからないまま国のほうの表示もスタートして、府民はこれが全くわかってないゼロの状態でいると 思うんですけれども、見つめるだけではちょっと物足りないのではないかなと考えますが、「共に考える」 というところには、この食品表示に関してはお言葉がないので、ぜひ入れていただきたいと考えます。

(会長)

ここにキャッチコピーのように入れてあるんですが、その言葉も何かいいものがあれば提案していただい て結構です。

(委員)

この見つめるという言葉だと見ているだけか少しもの足りない気がします。

(会長)

そうですね、いわゆる能動的にならないとね。

そのあたりはどうですか。

そういう意味で3の柱立てに入れておくのか、共に考えるというところに、今後具体的な施策のところで それは入ってくるんだろうと思うんですが。

(事務局)

今のところの事務局の思いとしては、1、2のところでそういった機能性食品であったり、また新たな制度が出てまいりますので、しっかりお伝えする、一緒に考えるというような思いを持っております。

今後、施策として検討することとしていますが、この場で、3のところで書いたほうがかえってわかりやすいということであれば、それはそのような考え方をさせていただくことは、差し支えありません。

(委員)

3ページ、第1章のところで高齢化とか人口減少とか、いろいろ書いてくださっているんですけれども、結局、地方創生を目指している地域の、そこら辺をターゲットにしながらこれからやっていきましょうということになるんでしょうか、もう一つ、和食への関心の高まりへの対応となれば、やはり地方の人たちが今まで作り上げてきた地方ならではの安心安全の基盤といえるものがあろうかと思うんですね。

そういうことを考えると、先ほどのお話があったように京都府産のものについては皆さん非常に安心して もらっている、ここのところがそうなんだよといったものが前面に出てくるような施策が欲しいと思います。

アンケートの中にも、どの表示を見るとかとなると、みんな原産地なんですね。

ほとんど、まず国産でありたい、そして京都府産でありたいという。

だから、本当に国の施策というものに対してはそれなりの信頼を皆さん持ちつつ、そして期待をしつつ、 安心・安全につながるものが前面に出てくるような施策に取り組んでほしいなと思っています。

そういう意味では学習という面でも、ぜひこれは一緒に消費者・その現場の人たちが一緒に学習する機会が持てたらいいなと思っています。

特に、加工食品のところですね。

加工食品は、あまり今までのお話しに出てこないんですが、食の安心・安全フォーラムでの事業者と消費者の意見交換の場のようなものを、もっと学習の機会として作っていくべきだろうと思います。

あのとき1日だけで、みんなすごい駆け足で報告しているのですが、例えば卵一つを捉えてみても、京都府の卵について、鶏の育て方、それから餌の与え方、洗卵の仕方などの一連お話をされる、みんなに伝える、そしてみんなから質問を受けるというようなことを、今後学習の機会として何回か設けて欲しいと思います。

かつて、2年か3年ほど前ですかね、似たようなかたちで食の安心・安全推進課の方が学習会をなさった ことがあると思います。そういう学習会を是非持っていただいて、そして現地をちょっと見せていただくと か、工場を見せていただくことがあればもっといいものになっていくと思います。

(委員)

21ページのアンケートなんですけど、生協の中でも安心・安全といったらやはり食品添加物について、問題ないことは分かっているけれども、何か変なものが入っていないかという不安が依然としてあります。

施策を検討される場合は、この点について検討される方がいいと思います。

農薬も同様です。絶対に基準値以上は使わないはずとは分かっているものの、ずっと農薬に対する不安が ありますので、府民の学習機会のところで検討いただきたいです。

もう一つ、コンプライアンスということは事業者だけが考えるんではなくて、消費者もある一定基本的な 仕組みがあることをわかっていただく視点みたいなものが、この仕分けとは別に要るのかなと思います。

本当に絶対にあり得ないということは言えないですが、食品添加物も農薬も違反があってはならないということは業界では普通なんだけど、この辺にいつも消費者と事業者の温度差を感じます。

アレルギー、食品添加物、それから遺伝子組み換え食品とか、全く成り立ちというか発端が全然違うものがこうやって出てきていることは、もう少し丁寧に細かく、これはどこからどういうふうに出てきているから、なぜ不安なのかというふうに、やはり探っておかれることが最終的には必要なのかなと思いました。

(委員)

そのアンケートですが、先ほども平均年齢が高いというようなことをおっしゃってましたけれども、そもそもこれ、アンケートの調査対象自体が食の安心・安全に関心の高い人たちに取ってらっしゃるところで、本当にそれが府民全体の意識調査になり得るのかとすごく思いました。

なので、今後、やはりもうちょっと幅広い層、若年層も含めて取られないと、本当に役立つ施策に反映できないのではないのかなと思います。

(会長)

そうですね、これまで施策を実施されてきた中ではいろんな催しがあった場合には必ずアンケートも取っておられるので、そういう部分の項目の中で使える部分はどうでしょうか。

このアンケートはまとまっているので、ここに提出されているんでしょうが、その他の結果もちょっと眺めていただくことも必要かなと思います。

確かに、おっしゃるように、抽出されている対象が関心を持たれている方なので、もう一つは、関心を持たれている方の関心はどうなんだという意味では、ちょっと興味ある部分です。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりです。

くらしの安心推進員の方ということで、ある程度いろんな知識をお持ちの方に対してお伺いしていますので、われわれも、オール府民の方に聞いた結果という扱いはもちろんしておりません。

ただ、先ほど委員もおっしゃっていましたが、そういう方でもそういうところに非常に不安を感じておら

れるということですので、もっと広く聞けばどうなのかということも考えて、これを中心にいろんなことを、 少し推察したいと考えております。

(会長)

それともう一点は、それを収集というか意見を吸い上げる意味で、ここの審議会があるということもありますので、役割としては、いろんな身近な府民の方の思いとか考えをここで代弁していただくこと。

そういうことも、この審議会の役割です。

はい、どうぞ。

(委員)

不安を感じているというのは、具体的にどういう面で不安を感じているかは明確にわかるんじゃないでしょうか。

といいますのは、私も京都市在住なんですが、スーパーであまり皆さん不安を感じてらっしゃる方はなく、 産直の製品は皆さん好まれるようです。

この前テレビで見ていたんですけど、牛乳の検査なんか、すごく綿密に検査されているようですね。

もうこれで終わりかなと思ったら、また次もう1回検査やってらしたんで、やはり日本の検査というのは すごいなと思い、あまり不安を感じない。

だから、どういう点に不安を感じておられるかは、放射能は今あまり巷では話題になりませんが、農薬や 食品添加物は関心がありますね、また、外国産のことは皆さん本当に嫌われるんですね。

中国産とか韓国産とかいうと、「あ、これはあかんな」とか言ってね。

ある程度の国内産というのだったらもう OK の範囲内で皆さん購入されております。

だから私も、先ほどおっしゃっていた、不安を感じるというのはかなりの皆さんが共通して不安を感じて らっしゃると思いました。

(会長)

先ほどもお話がありましたように、生産する側としてはコンプライアンス、それから、もしそういう安全性を損なわれるようなものを出荷してしまった場合には、十分に跳ね返ってくるというのは、日本の場合にはかなり感じておられるので、そういう意味での信頼というのはかなりできると思うんですけれども。

ただ、ちょっと、偽装の問題なんかもありますけれども、近隣の外国のような、何が何でも売ってしまう というふうなことにはならないと感じておりますけども、その跳ね返りはもう確実にありますからね、今は。

(委員)

21ページで、先ほどふれられなかったんですが、不安に感じることでかなり大きな割合を占めているものに食中毒があります。

食中毒は、本当は不安に感じるのはこの0157とかノロウイルスとかだろうと思っています。

食品添加物や化学物質というものよりも、ノロウイルスなどはすぐに症状が出たりしますので、カビであ

るとか、ウイルス、微生物、その世界というのを今後は見ていかなければいけないと思います。どこから飛んでくる、どこから入ってくるかわからないものもありますので、もう少しきっちりと今後は見ていかなければとも思います。

(会長)

どうなんでしょうか。

食中毒関連の場合には、予防というのは実際にそれに携わる人たちの教育ぐらいしかないですよね。 実際、海産物で毒性とかそういうものは検査されていますね。

(事務局)

はい、検査もしておりますが、実際、事業者さんということになると、やはり今先生が言われたとおり、 衛生教育的なことがメインになってまいります。

ただ、その内容は、最近のことですので、簡単に目で見えるようなかたちで、汚れやバクテリアがあるということを数字などで視覚に訴えるような資材を活用したりして、事業者さんの衛生教育に力を入れて実施しております。

あと、今、言われたような、0157といった、亡くなられる方が出てしまう食中毒もあります。

昨年も、京都府での発生ではありませんが、屋台で販売されていた冷凍キュウリで 500 人を超える 0157 の 食中毒がありました。

先日厚生労働省で開催された全国自治体の食品衛生主管課長会議では、今何をしなくてはならないかというと、トップが 0 157 の対策、次がノロウイルス対策、その次キャンビロバクターというような、ランクを付けるわけではないのですが、今後、これらの対策を優先して講じていこうというような説明がされていました。

(委員)

作り方を含めてありますよね。

(事務局)

はい。

(委員)

この行動計画の検討資料の一番左側の方向性のところに、条例施行から 10 年が経過すると、向こう 10 年 計画作りますよと黒丸が二つあって、次、新たな、顕著な社会情勢の視点を持つとなっていますね。

それはそれで当然いいと思うんですが、ただ、丸三つ書かれているうち、

一つ目の丸で外食、中食の増加や生活の貧困等による食の乱れとのことですが、外で食べたり中食したら 食が乱れるのでしょうか。

そんなことになってしまうのなら、みんな家で全部食べないといけないのかと。

外食産業が駄目ではないので、そこの表現はどうなのでしょうか。

二つ目の丸で、少子高齢化と人口減少社会において、和食の無形文化遺産登録や京都縦貫道が、何でこれ 関係してくるのでしょうか。

それと三つ目の丸は食糧輸入率が35%だと。

生産額ベースでの現代の状況ですけれども、TPPの交渉だとか食のグローバル化の更なる進展に対する視点となると、もっと外国の農産物を入れますよとなるのでしょうか。

ここの三つの視点、方向性がちょっと私では十分理解できないので教えてください。

(事務局)

まだしっかりと検討した表現にはなっておりませんが、一つは食の乱れということに関しましては、食育の観点も実はここには入れております。

今とりわけ20代、30代の男性で朝食を食べていない方が20%ぐらい、女性の方もかなり食べておられない方がおり、1日3食食べている人が非常に減っているという話も聞かれ、このようなことを「食の乱れ」と表現しています。また、特に小学生の朝食の欠食率は、やはり貧困が非常に大きな原因とも聞いていますので、このように表現しています。

ただ、外食、中食イコール食の乱れでは決してありません。

食育の観点で、できるだけ家庭で食事をしていただきたいとの思いで、外食、中食のことを書きましたので、まだ整理されていないと考えています。

二つ目ですけれども、要は何が言いたいかといいますと、人が減っていくというような社会の中で、今後の10年に向かって和食がこういったかたちで文化遺産になったり、あるいは京都の場合ですと縦貫道が開通したりということで、地域の、地方創生という考え方がここではやっぱり必要なんじゃないかなということで、その、まさに地方というのは人口減少社会の真っただ中にいるようなところがありますので、そういったところで食の安心を持ち込みながら、何とか地域創生ができないかなという視点を持ちたいというような意味合いでございます。

三つ目は、どんどん外国産が増えればいいという考えは全く無く、今でも 35%生産額ベースで入っている 状態の中で今後 TPP 交渉なんかが進みますと、もっと国産品の割合が減ってくる可能性があると心配してい ます。

だから、これに対応するには、われわれとしてはグローバルの視点を持ち、施策を検討する必要があるのではないかなという思いで書いています。

(委員)

グローバル化して外国産を入れようとするのか、そうではなくて、やはり府内産は安全なので京都産をみんながもっと食べるようにしようとするのかどちらなのでしょうか。

先ほどの話だとグローバル化していく、TPPの交渉が進んでいったらどうしても外国産の関税が下がって それを輸入しなければならないと聞こえてしまうのですが、そうではなしに、この食の安心・安全行動計画 では、地元の農家が安定的に供給して、京都府という地域を守るというか活性化するという、安定供給の視 点というものを入れてほしいと思います。

われわれ生産者は安心・安全なものを安定的に提供していきたいということで一生懸命頑張っているわけですから、その辺を、一定この計画の中でも受け入れてほしいと思います。

以上です。

(事務局)

わかりました。

(委員)

私も、グローバルの視点について、適切な文言がないか検討するということの意見の一つとして、安定供給にもつながるんですが、「環境配慮」とか「持続可能性」といった点は、外せないと思います。

地球規模で考えると、食べられるものが大変少なくなっているなと実感しております。

今後、もっと世界的に熾烈な取り合いが始まって、そのような中でも、安定的にちゃんと食べられるということは大事な、安心の何よりのことなので、このようなことも、グローバルの視点には入るのかなと思いました。

(委員)

6ページですけれど、1から4までで、4の中で安心・安全の基盤づくり、育てると、これはそのとおりなんですけど、そのあと、私ども小売りですけれど、小売りのところが全く入っていない。

他社さんもそうですが、やはり育てたら消費者に行き渡るように安心安全のかたちで販売をする。

これは小売の大きな使命だと思っています。

そこのところが載っていないので検討いただきたく、意見を出させてもらいます。

それと、小売業者は、京都だけではなく大阪も奈良も名古屋も兵庫も、あっちこっちから商品を買っております、仕入れております。

そうしますと非常なコストかかります、送ってもらうにせよコストかかります。

できることなら、京都府産をもっとたくさん仕入れたいのですが、商品が意外に店頭に並ばないんですよ、 少ないんです。

それはいろんな農産物の土壌の問題とか、漁業であれば海が悪いとかいろんな問題があると思います。

しかし本当に京都発祥のスーパーでございますので、やはり京都産の商品をもう少し積極的にわが社に対しても、この農家さん紹介するよと、一緒に育ててくださいよと、これを販売してくださいよと、お客さんに提案してくださいよと、そして意見を聞く、われわれ小売りがお客さんから聞いて、そしてまた農家さんに伝えるような仕組みを作って欲しい。

やはり京都府産の商品は非常にいいです。

大手の、ナショナルブランドのパンもありますけれど、京都のものだと分かれば各店の責任者も店長も、 その他含めて、やっぱり京都の従業員がほとんどですから、愛着がありますから、よし売ろう、よし頑張っ て販売しようとなります。 4 も育てるだけではなくて、われわれ小売りの立場まで 4 の項目の中で入れていただきたいと考えます。 以上です。

(会長)

それも確かに安心安全につながるという意味ではそのとおり。 ほかにございますか、どうぞ。

(委員)

京都府産は価格が高いということではないんですか。 高くなるわけではないですか。

(委員)

100 店以上店舗がございますけれども、京都地域で65 店あるんです。

そうしたら、価格ではなく京都産の誰さんがお作りになった、誰さんがお育てになった、誰さんが牛を育てた、そういう商品は関係なく一番売れます。

(委員)

売れるんですか。

(委員)

一番売れます、これはもう確実です。

でこぼこはありますけどね。

特に京都の都心の店ですと、そういうものから優先的に売れます。

多分どこも一緒だと思いますけれども。

それだけこのさっきのアンケートの中の信頼感というのは絶対京都産があると、そういうふうに私は捉え ておりますし、事実そうだと思います。

(委員)

ありがとうございます。

では私のほうから質問させていただきます。

私の分野は食育、「府民の学習機会の確保」とかこのあたりなんですが、6ページで食育推進計画の作成 の市町村数を上げるということを目標にしていらっしゃるんですが、京都府の食育推進計画の進捗状況とか そういったことに関しては別の会議で検討されているんですか。

この市町村の食育推進計画の策定の数を上げるということを目標にしていらっしゃるんですが、京都府自 体の食育推進計画の実施状況であるとか、その検証であるとかそういったことはどこで検討されているんで すか。

(事務局)

京都府の食育推進計画というのはまた別にありまして、それが実はたまたまなんですけど、第3次食育推進計画が今年に来年以降の5年間の計画を策定することになっていまして、当課でそれを担当しておりますので、別の会議といいますか、懇談会で策定をしております。

内容的に、本日審議いただいているこの行動計画とは、かなり関連はしてきます。

(委員)

リンクしているけれども、この審議会の中には入ってこないということなんですよね。

(事務局)

そうです。

(会長)

それらは、次までに考えていただいて、そこは埋めていく作業があると思うんですが、本日は左側のところで項目、それから考える視点、欠けているあるいはつけ加える部分があればご意見をいただきたいと思っています。

(委員)

食の安心・安全の目指すところは人々の健康ということと大いに関係しているので、健康の視点や方向性 も、もう少しそこが組み込まれればいいと感じたんですが。

消費者の視点のところにあるんでしょうかね。

(会長)

そうです。

(委員)

ここの先ほど外食、中食の増加の話があったんですが、ごく最近は内食っていう家庭の食がむしろ増加しているらしいことが報道されていますので、長い流れでいくと、外食、中食増加なんですけど、ごく最近では家庭への普及というのが行われてきて、内食も増えてきたので、そういった最近の視点も入れていただけたらいいと思います。

(会長)

先ほどの方向性のところで委員も発言されましたが、「◎」のところで今後向こう 10 年間の社会情勢、そういう視点がここに十分込められているかを考えていただきたい。

ひとつは、いわゆる社会情勢、将来的な部分ですね。

もう一つは、やはり京都縦貫道とか和食が入っていますが、もっと、いわゆる京都らしさという視点も欲

しいなと思いますが、いかがでしょうか。

ここで考え出したことが、さすが京都だなというかたちになればいいのか、そのあたりのことを考えていただければと思います。

それと、京都というところではやはり府民だけではなくて、府の内外からたくさんの方が滞在されたり通 過される、そういう方々への食の安心安全の配慮は京都らしさにつながるのかも知れません。

観光客とか修学旅行、そういう人たちへの配慮が行動計画の中に盛り込まれることも大事かと思います。 そのあたりで何かご意見がありましたら、こうしたほうがいい、あるいは、こういう考え方はどうなのだ ろうかという意見を出していただきたい。

先ほども委員が発言されたように、これから5年ぐらいは見通せるかも知れませんが、10年先は見通せないような社会情勢になっていますので、気候不順とか食料の安定供給というのは大変重要な項目になってくる可能性はありますよね。

地球温暖化は、気候や、陸地の作物への影響だけでなく、魚介類などは、海を通して特に影響が大きいですから、そのあたりも考えますと、少なくとも自己的かもわかりませんけども、京都府民に関しては京都府へ来たら生きていけますよというふうな、それもこの計画の中に込めておくのも一つの案かもしれません。その時には、「10年前の人はこんな計画を作ってくれた。」といわれるかもしれません。

(委員)

この話は前回の審議会の時も委員からおっしゃって、今後の方向性としてもっと先を見越したことが必要だということで、今日もおっしゃった環境保全とか、持続可能性というところをやはり取り組みの視点の柱の中にも入れるべきじゃないかなと思うんですね。

それで、環境に配慮したということはこの6ページの一番下に小さく書いてあるんですが、やはり今話題になっている食料安定供給や、持続可能のため環境保全を目指すという点は大きな柱に入れてもいいと思います。

その観点から言うと、今食べることばかりを、安心な食品を食べるということが検討の中心なんですが、 食料の廃棄の問題とか食べ残しの問題とか、そういったことが抜けていると思います。

食品廃棄の問題とかごみの問題とか、これは別の会議になるのかもしれないですけど、視点としては必要 と思います。

(会長)

エコですね。エコが単語としては見当たらないですね。

(委員)

そこの部分が欠けていると思うんです。

もっと、食べ残しや食料の廃棄の問題に取り組むべきじゃないではないでしょうか。

京都では、もったいないという言葉はだいぶ前からいわれているんですが、食料を大切に扱っていくということは、これから大切なことだと思います。

(委員)

先生とちょっと似ているんですけど、大学生協は、そこではよくないですけど、京都生協なんかは近畿一 円の生協と一緒に事業連合を組みながらしているんですけど、同じ近畿圏でも明らかに違う特色が京都には あるんですよね。

それは、まあ年齢にもあるんですけど、乾物を一番買うのが京都なんですね。

例えば京都生協でも、市内だけではなくて、北部や南部や、いろんな地域の方と組合員の交流とか、私たちが行って取り組んでいるんですけど、北部のほうが本当に自然とか食べ物もいろんなものをうまく暮らしの中に取り入れておられる。

保存食もそうなんだけど、本当に驚かされる。

でも、市内の若い人はそういうのに関心を持つのかなというふうに思って、提起はしたんですけど、意外とちゃんと暮らしたいという思いもすごくある。

生協も加工品をたくさん売っていて、反省もしているんですけど、本当は高くつんですよね。

一人暮らしだったら冷凍食品や加工品はいいんだけれども、3人、4人になってくると、材料を買って作るほうが経済的であるということを伝えたり、あるいは、まず作っているところを見に行って、自分たちで作ることの大切さを発見して、おまけに、昔の人は本当に偉いなと思うのが、保存食、今、本当に冷凍があって便利なんだけど、乾物とかね。

そういう暮らしを見て、安定的に暮らすというのももう1回考えなければいけないなと思います。

ちゃんと食べることがちゃんと暮らすことみたいなテーマを持ちながら、先生にもうちに講演に来ていただいたんですけど、本当は若い方のほうがむしろそういうことに素直に関心を持っていただけるようです。 意外と簡単、便利はお金がかかるのを実感してもらっています。

(委員)

お金もかかるし、ごみも増やすんですよね。

(委員)

そうですね。

だから、そこらあたりも、視点に入るかどうかはわからないけど、やはり京都でいいところはそういうと ころかなと思います。

(委員)

乾物の何が売れるんですか、干しシイタケ。

(委員)

というか、大阪とかほかのところでは干しシイタケとか切り干しダイコンとか、いろんな面であまり売れないんですね。

私もあまり使いこなしていないけど、むしろ京都の方はとても乾物というのを重宝に使われるから、京都

生協が一番売れるんですけどね。

その辺ももう少し深めたらよかったなと思うんですけど。

でも、おいしいんですね、乾物にするから味が出るというものもあるんですよね。

だから、それこそ廃棄するぐらいだったら、もう少し有効に使えないかなと思います。

(委員)

私は外食のところを担当していますので、先ほどの話でもそうなんですけど、食育と外食のところが直接 リンクされると、私なんかは料理屋さんとかそういうところですので、そこは一旦切り離して考えていただ きたいなと思います。

もう一つの、まあ大雑把な言い方をすれば、作って売って料理して、売って料理して食べる、その口の中 へ入るという、その最後のところも、料理するというのはうちのところも該当しますので、先ほどの小売り の部分からもおっしゃったんですけど、売って、その次の最後の口に入るところまでの流れみたいなものが 少し足りないかなという感じがします。

もう一つ、府民参画という言葉が項立ての中から消えて、学習の場という定義を設けた。

ここはどういう理由で切り替わったのか、教えていただきたいと思います。

(事務局)

府民参画ということでの考え方は今でも持っております。

ただ、サポーターとか、そういう特定の人だけではなくて、広く府民全員がかかわってもらえるようにということにしたいと思いましたので、表現としては変えています。

(会長)

表現を変えて、それは効果としてはどうなのかなというご意見だと思うんですけど。

(委員)

うがった見方かも知れませんが、府民参画というと、府民の側からすると積極的に動きがあってというイメージがあるんですけど、学習の提供の場っていくと受け身的に、そんなようなイメージがあるので、そこはどうなのかなっていう確認だけさせていただきたいと思います。

(事務局)

今までやっているような府民の有志で協力を得られる方につきましては積極的に府の取り組みに参画いた だきたいという考えには変わりありません。

このことについては、今後、盛り込んでいきたいという考えです。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

柱の中の取り組みの一つ目なんですけども、国内外に向けた食の安心・安全の情報提供の強化ということで、これは大変いいことなんですが、その取り組みの一つ目に府の施策・取組を伝えると書いてあります。

京都府の施策・取組を伝えることも大事なんでしょうけど、むしろ、実はその4の書いてある、農林水産業あるいは食品産業で、こんなふうにしてわれわれは府民のために安心・安全な取り組み、例えば、GAPにしても、もう今であればほとんど、仮に残留農薬の数字が出たとしても、すぐにどこの誰がいつ作ったのかということは全部わかるように、農家の人は大変苦労してやっておられるわけですね。

一生懸命農薬の基準を、あのラベルに書いてある小さい字を見て、それに違反しないようにやろうという ことで、一生懸命されています。

そういう取り組みを伝えてほしいなと思います。

府の施策取組というと、府の自己満足みたいになりますから、こんなことより、むしろ現場でやっておられる、安心・安全の取り組みを広く、それもアンケートにあるように、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など、高くつくものばかりですけども、やはりこういうものでしっかりと、そういう取り組みを宣伝することを、28年以降の計画の中にはしっかりうたってほしいので、よろしくお願いします。

(事務局)

府の施策・取組と限定することは、不十分だったかもしれません。

当然、生産者の努力があってこそ成り立っている府の施策でございますので、ご指摘の視点では今後も取り組んでいきたいと思っております。

(委員)

先ほどのと関連しますけれども、雑誌やテレビというのは、あくまでもこのアンケートの対象がご年配の 方だからであって、やはり若い方であればインターネットも十分活用されていると思いますので、それは幅 広いツールを使われたほうがいいのかなと思いますけど。

(会長)

ほかにございませんか。

まあ、先ほど落としていたのは府民という意味で学生ですね。

学生も少なくとも4年、6年滞在するわけですから、京都で過ごしたということで、それがそれぞれのと ころにまた戻っていくという、そういう視点。

だから、京都で過ごしたその生活の中で食の安心・安全の、まあこういうものが全国にまた広がっていく という視点もちょっと入れておく必要があるかなと思います。

(委員)

合わせて、今、先生がおっしゃったことに関連しますが、

先ほどのアンケートの件にはなりますけども、その年齢層、平均年齢が高齢だということ。

その対比されているアンケートも、平均年齢が50代。

私なんかからしてみると、高めとものすごく高めを比較されているだけのようです。

本来なら、20代とか30代、40代の参加を推進する必要があります。

このような年代の人は、何十年か経ち、どれだけ高齢になられても、多分興味のある方はそこに参加をずっとされるとは思うんですけど、このような若い年代の参加がないと何も変わらないと思います。

学生も必要ですが、すべての年齢層において、コミュニケーターであるとか、こういう研修会に参加するだとか、そういった人数を増やしていくような、数字目標というわけではないですけど、施策を立てていただいたほうがいいのかなと思います。

私、こういうところに行っていると周りの人に話すと、変わり者のようにいわれるくらい私のような年代 の人の参加が少ないのは残念です。

是非、そういうのではなく、みんなが普通に話せるようなことが、10年後に実現できればすごくいいのかなと思いますので、ぜひ全年齢を対象に取り組みをしていただけるよう頑張っていただきたいと思います。

(委員)

今のアンケートの件なんですけれども、私もいろんな講演会に参加させていただくと、アンケートを書いてくださいというようにおっしゃるんですけど、アンケートって案外皆さん、統計を取りますと、若い方でアンケートをお出しになる方は、ほとんどいないです。

やはり、高齢者の方はアンケートと言われると、きっと出さないといけないのかなという、そういう責任 感みたいなもので出される方が多いのでね。

でも私、六十何%というのは、かなり高い比率で皆さんアンケートお出しになっているなと思うんです。これを見ていたんですけれども、普通30%ぐらいなんですね、大体。

もう3分の1ぐらいの人ぐらいしか回答にならないのでね。

だから、かなり高い率で回答になっているなと思って、私は見ていました。

(委員)

敷居も高いと思います。

(委員)

それで、回答しやすいアンケートというのか、そういうアンケートをしていただくことも検討いただければと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

5、6年前に若い人の意見が必要だということで、管理栄養士養成校の大学生を対象にこの食の安全の意識

調査というのをして、半強制的ではないけど、回収率はかなり高い

そんなことをやった経験があったんですね。

それが終わって、ちょっと高齢のほうのアンケートを取られたということなので、若い人は全然今までやったことがなくて、学生さんを対象にやりましょうということで文教短大と府立大学でしたっけ、若い人を対象にしたこともあるんですね。

ただ、それを継続的に行うモニタリングをしていないので、捉えている、もっと組織的に年齢層を限って 区切ってモニタリングするということが必要なんじゃないんですかね。

単発的に学生でやってみたり、高齢者でやってみたり、やりやすいところでやろうということなので。 若い世代であれば保育所とか幼稚園のお母さんとか、そういったところを対象にするとか、定点観測で、 やはり経年的な推移も見る必要があると思います。

(会長)

今回はこういうふうな計画を立てなければいけないので、どういうところに関心を持たれているかという ので行われたということで、ここに出されたんだと思います。

それで、確かに継続的な、そういうふうな調査というのも必要だと思いますし、それから若者たち、若い世代の方々の意見をどういうふうなかたちで集めるかという、そういうのも今はかなり難しいのか、あるいは方法を考えれば集められるのか、わかりませんけども、できましたら京都府のほうとしては入庁されて数年の若者にそういうことを一度課題として出して、若者の意見をどういうふうにすれば集められるかというのも試みとしてやっていただくのも一つかなと思います。

世間のいろんなことをわかった中堅以上の方の場合とは、違った意見が出るかもしれません。

その点は、今後考えていただくとして、時間も迫ってきましたので、取りまとめていきたいと思います。 概要として方向性のところ、ここではやはり将来的な社会情勢を見据えたうえで、それぞれの視点から作っ ていくということについて、意見をいただきました。

まず、環境への配慮、それからエコというか、もったいないという視点ですね。

それから、やはり安定的な供給という視点が抜けているので、その部分を入れていただく必要が有ります。 もう一つは、地域の視点が、言葉としては大事なんだけども中身が、今回の案では地域の視点にはなって いないので、もう少し検討していただきたい。

例えば、これからの府民の年齢別の人口状況、あるいは地域によってはかなり高齢化率が高いとか、そういう状況もありますので、地域の地方創生ということで、それぞれの地域ですばらしい農林水産物や食品があれば、それらを紹介することによって府民が安心な食生活に貢献することができますので、そのような点もここに入れることで、もう一度この三つの方向性のところを練っていただくようお願いします。

それで、その次の柱立てのところでは、この順序、京都府としては、あるいはこの審議会としてはどういう取り組みをしているかというのをまず挙げたいんだろうけども、その辺の配慮ですね。

ここの順番、なかなか難しいですよね。

京都府の食の安心・安全として、どのように取り組んでいるかを整理したかたちでいけば、この府という

のがカチンとくるという受け止めがあるんですよね。

だから、府民にはそういうふうに事業者のみなさんは取り組んでいますよ、もちろん府はアドバイス、サポートをしていますよ、とちょっと抑えたかたちで整理していただければいいかなと思いますが。

それで、ともに考え見つめるというところでは、もう少し能動的な言葉があれば考えていただく。

やり方としては、いわゆる監視、検査とか指導とか、そういうところはこれまでどおり大事なところだと 思います。

それから、育てるだけではなくて、育てて送り出すというところも大切でありますので、消費者、あるいはそれをつなぐ小売りのとこも視点としては入れていただく。

ということで、枠組みとしては考えていただいた、この中で具体的なところをもう少し工夫していただく ということで、それでよろしいでしょうか。

(委員)

今、考えたんですけれども、逆にしたらいいのではないですか、この取り組みの柱四つ。

やはり、最初は農林水産業の安心な食品を作ること、育てる、4番、3番、2番、1番と、逆にしたほうが。 するべきではないですか。

(会長)

まあ基盤づくりは大事だと思うんですけどね。

だけど、ものごと、最初に目次があったほうがわかりやすいかなという気がしますので、ちょっと。

(委員)

伝えるのは最後でいいのかもしれないなと思ったんです。

(会長)

だけど、情報を伝えたうえで具体的なことを、というのがものごとの順番としてはいいかなと思いますので、まあそこは頭を悩ましていただけたらと思います。

(委員)

先ほども、これは別の分野かなという話がありましたけれども、食育のところというのは、この大きな目標とか行動計画の中で、やはり一つ大事な場所だというふうに、それはちゃんとうたっておいて、その食育の具体的なことはこちらでお願いしますという、そういうことがあってもいいのではないかなというふうに思うんです。

いつも話は出てくるんですけれども、食育とも随分リンクしながら私たち話を、この中でもしていっているわけですし。

すべて、食育でもあったりするわけですね、これ、いろんな学習とかリスクコミュニケーションも含めて、 食育であったりするので、そういうことも含めると、まあそちらで専門的にはやっていただくけれども、で も大きなくくりの中には、要するに最後の食べるところら辺までみんなで一緒に考えましょうというふうに、 含みがあってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

(会長)

そこの部分は縦割りと言われればそうなんだけども、ここの食の安心・安全推進というところで、かかわる部分とその食育というところで、ここであんまり取り込んでしまうというのもできないので、全くふれないわけではなくて、そういう部分もやりますよと。

だから、ここの、あんまり策を作りすぎるというのもどうかなと思う部分がありますので、その辺は了解 していただければと思います。

それは確かに大事なことで、というのは、食育のほうも、これがなければできないのです。

だから、向こうもこれにふれるはずなんですけどね。

ということで、本日はこの協議事項については、先ほどお話ししましたということで、本日はまとめさせていただきます。

では、報告事項に移っていただきます。事務局お願いします。

(事務局)

健康対策課のほうから、まずお願いします。

(事務局)

失礼します、健康対策課でございます。

資料のナンバーの3でございます、ページでいきまして、52ページでございます。

先ほどの議論の中で健康への関心の高まりですとか、あるいは外食等の増加ということにご指摘をいただいているところでございます。

私ども、このたび、京都府と、それから京都市との共同の協調事業としてスタートさせたものでございまして、きょうと健康おもてなし、食の健康づくり応援店ということで、食を通じた健康づくりを推進する、それをサポート、応援していただくお店を登録していきましょうという制度をこの4月からスタートさせていただいたところでございます。

その登録の内容といたしましては、中ほど3番のところで条件三つございます。

どれか一つお取り組みいただければ登録店ということになります。

一つはやはり健康づくりの観点から、野菜摂取量、これが国の定める目標値まで、京都といいますと京野菜が有名なんですが、なかなか摂取量といたしましては満たしておりません。

野菜たっぷりメニューを提供して、かつエネルギー表示していただく、そういうようなメニューをそろえていただいたお店が一つ。

それから、二つ目は塩分摂取量でございます。塩分摂取量も国の目標値に到達しておりません。

塩分控えめメニューを提供かつエネルギー表示をしていただくメニューをご提供をいただけるお店。

それから三点目は食物アレルギーの関係でございます。

子どもの場合、大体 4%から 5%の方が食物アレルギーをお持ちというデータがございますけれども、特定原材料といわれます 7 品目、これにつきましての食物アレルギー表示をしていただく、そのようなお店につきましても、この健康づくり応援店として登録をしていって PR をしていきたいということで、取り組みを始めております。

現在、それぞれの保健所におきまして募集をかけております。

順次、今審査等すすめておりまして、近々にはまた登録店等の発表をさせていただける状況となっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に53ページでございます、これも食物アレルギーの関係でございます。

先ほど京都にお越しになるお客様への対応というお話もございましたですけれども、京都府内には年間約 100万人を超える修学旅行生がお見えになります。

その中にあって、食物アレルギーのお子さんが安心して京都旅行をお楽しみいただけるような枠組みをこの2年前からスタートさせていただいております。

今まで、あらかじめそのお子さんの食物アレルギーの状況につきまして、事前の調査ですとか、あるいは お見えになったときの対応等についてきちっとしたルール化ができておりませんでした。

今回、旅館組合はじめ、旅行会社、あるいは教育関係者の皆さん、ご参画いただきまして、食物アレルギーのお子さんを迎えるにあたっての対応手順書を 25 年度にまず作りまして、今回さらに団体向けの食事提供施設につきましての手順書も加えまして、体制を整えたところでございます。

中ほどに、現在その手順書に基づいてご対応いただきます食事提供施設、それから宿泊施設、合わせて 143 施設が整ったところでございます。

修学旅行でできるということは他の団体旅行でも対応はできるということでございますので、今後こうい う施設をさらに広げていきたいと考えておるところでございますので、ご協力、ご支援をお願いしたいとい うことでございます。

以上でございます。

(事務局)

資料 54 ページをお願いします。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてというものです。

これはマスコミでも出ておりますように、豚の生食の禁止というものであります。

資料 55 ページの上のほうに出ておりますように、豚の食肉の生食については飲食店等における提供実態があるのですが、E型肝炎ウイルスなど食中毒や寄生虫による危害のおそれがあるということで、このたび豚の食肉を生食用として販売することを禁止したというものであります。

56ページの一番上にありますように、平成27年、今年の6月12日から禁止されるということになっております。

運用上の注意のところにありますが、豚の食肉といっておりますけれども、これはレバーなど内臓も含まれるということになっております。また、飲食店では生食を提供する際には合わせてコンロ等の設備を提供するとか、あるいは消費者への生食の危険性の周知を情報提供するなど、消費者、事業者への啓発、指導を

するようにとの通知が厚生労働省から出されています。

次に58ページで、畜産課のほうからお願いします。

(事務局)

畜産課です。

58ページに第3回京のこだわり畜産物生産農場の交付式について記載しております。

酪農、肉牛、鶏卵の生産農家の飼養管理とともにそれぞれのこだわりの内容について審査をして、登録証の交付式を行いました。

59ページのとおり府内全部で29農場となりました。

60ページは、わが国の高病原性鳥インフルエンザの清浄化についての情報です。

国内では、26年12月から27年1月にかけて家きん飼養農場で発生した5件の高病原性鳥インフルエンザについては、その後3カ月間、発生がございませんでしたので、4月24日付けで清浄国となりました。

61ページに今シーズン、世界的に発生しました H5N8 亜型の発生状況を農水省の資料で掲載しております。

台湾、韓国、北米で今も猛威をふるっておりまして、引き続き府内の農家では注意をお願いしている状況です。

62ページは口蹄疫についての資料で、東アジア地域では、引き続き発生が続いておりますので、農家の方々には警戒をお願いしている状況であります。

63ページについては6月21日から24日まで国立京都国際会館で世界の方がお集まりになりまして、国際 新興・再興豚病学会が開催されます。

6月21日には市民公開講座として「食の安全安心、より安全な豚肉の生産を求めて」という演題で、酒井 先生のご講演がありますのでご紹介させていただきます。

また、この学会には、64ページにあります京都府と京都産業大学と太陽工業で共同開発しました病気の蔓延防止を図る「防疫バッグ」という資材も展示することとしておりますので、合わせてご紹介させていただきます。

以上です。

(事務局)

最後に65ページで、食品表示法の関係で説明いたします。

(事務局)

食の安心・安全推進課です。

委員の皆様にはいつも大変お世話になりましてありがとうございます。

では、京都府における食品表示法に係る業務執行についてということで説明させていただきます。

まず食品表示法についてなんですけども、資料のいちばん最後、67ページをご覧ください。

平成 25 年 6 月ということで、若干古い資料なんですけども、食品表示に関する法律ということで書いてあります。

左側のところに食品衛生法、JAS 法、健康増進法というふうに三つの法律が書いてあるんですけども、今年の4月1日までについては食品表示はこれらの三つの法律によって表示がされておりましたが、今年の4月1日にこれらの三つの法律の表示に係る部分を一元化する食品表示法というのが、始まっております。

すいません、もう一度 65 ページに戻っていただきまして。ここに新法、食品表示法による監視指導ということで、それぞれ三つの法律、京都府の中では三つの違う課で担当しておりますので、当面は従来どおり旧3 法の所管より対応をするというふうにしております。

ただし、事業者などから相談があった場合については連携しながら対応しまして、丁寧な対応を行うよう にしております。

具体的には本庁の農林水産部、それから広域振興局の農林商工部では旧 JAS 法の部分を所管しまして、本 庁の健康福祉部、それから振興局の保健所において旧食品衛生法及び健康増進法を所管するということにし ております。

また、食品表示 110 番といいまして、総合的な外部からの相談窓口を従来どおり農林部局に設置しております。

それから、次に新法の周知についてなんですけども、食品表示法が始まったものの、なかなか中小の事業者も含めて、すべての事業者にその周知ができていないというふうなことがありますので、現在、消費者庁のほうに講師の派遣を要請しておりまして、消費者庁からの講師派遣により説明会を開催する予定をしております。

今のところの考えとしましては場所は京都市内と、それから北部の2カ所。

対象としましては食品関連事業者及び関係行政機関等というふうに想定をしております。

また、消費者庁からの説明会の後、消費者庁の資料を活用しまして京都府独自での説明会の開催も検討をしております。

次、その他のところで、その他の二つ目ですけれども、食品表示法というかたちで三つの法律が一元化されましたので、京都府の組織についても一元化するのがいいのではないかというふうなことで、現在、広域振興局、それから消費生活安全センターなどと意見交換をすすめることを予定しております。

以上でございます。

(事務局)

事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局のほうにお返しいたします。